

河内町告示第44号

平成28年第4回（12月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月8日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 平成28年11月29日

2. 場 所 河内町議会議場

平成28年第4回（12月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	11月29日	火	午前10時	本 会 議	開会 ・ 議員派遣の報告 ・ 議案等上程 提案理由の説明 ・ 議案第1号～議案第3号、 議案第6号、議案第11号及び 議案第12号 議案説明 ・ 議案第4号、議案第5号及び 議案第7号～議案第10号 議案説明、質疑、討論、採決 散会
2	11月30日	水		休 会	議案調査
3	12月1日	木		休 会	議案調査
4	12月2日	金		休 会	議案調査
5	12月3日	土		休 会	議案調査
6	12月4日	日		休 会	議案調査
7	12月5日	月		休 会	議案調査
8	12月6日	火	午前10時	本 会 議	開議 ・ 議員派遣の件 ・ 一般質問 ・ 議案第1号～議案第3号、 議案第6号、議案第11号及び 議案第12号 質疑・討論・採決 閉会

平成 28 年第 4 回
河内町議会定例会会議録 第 1 号

平成 28 年 11 月 29 日 午前 10 時 40 分開会

1. 出席議員 12 名

1 番	篠原佳治君	2 番	高橋利彰君
3 番	高橋稔君	4 番	野澤良治君
5 番	小更雅之君	6 番	諸岡周示君
7 番	雑賀茂君	8 番	服部隆君
9 番	星野初英君	10 番	福智正之君
11 番	大野佳美君	12 番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長	小島孝裕
---------	------

1. 会議録署名議員

7 番 雑 賀 茂 君
8 番 服 部 隆 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成28年11月29日（火曜日）

午前10時40分開会

議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告について

日程4. 議案第1号 河内町公告式条例の一部を改正する条例

議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例

議案第3号 河内町情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例

議案第11号 河内町道路線の廃止について

議案第12号 河内町道路線の認定について

日程5. 議案第4号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程6. 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第7号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第5号）

日程8. 議案第8号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程9. 議案第9号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程10. 議案第10号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議員派遣の報告について

- 日程 4. 議案第 1 号
議案第 2 号
議案第 3 号
議案第 6 号
議案第 11 号
議案第 12 号
日程 5. 議案第 4 号
日程 6. 議案第 5 号
日程 7. 議案第 7 号
日程 8. 議案第 8 号
日程 9. 議案第 9 号
日程 10. 議案第 10 号

午前 10 時 40 分開会

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまより平成 28 年第 4 回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 12 名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（野澤良治君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） それでは、7 番雑賀 茂君、8 番服部 隆君、両名を指名いたします。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日 11 月 29 日から 12 月 6 日までの 8 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日 11 月 29 日から 12 月 6 日までの 8 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしております会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

また、平成27年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書が提出されております。お手元に配付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（野澤良治君） 日程3、議員派遣の報告です。

去る10月27日から29日まで大分県九重町の行政視察が実施され、11名の議員が参加しました。また、11月8日には、県南町村議会議員大会が開催され、当議会より12名の議員が参加しました。ここで代表して、服部 隆君に報告をお願いします。

服部 隆君、登壇願います。

〔8番服部 隆君登壇〕

○8番（服部 隆君） おはようございます。では、河内町議会議員行政視察及び県南町村議会議員大会報告をさせていただきます。

平成28年10月27日から29日の3日間の日程で、河内町議会は、大分県九重町の行政視察を行いました。野澤議長を初め議員11名と事務局の総勢12名で、日本一の田舎づくりをテーマとした特色あるまちづくりの取り組み事例を視察研修してまいりました。

九重町は、大分県南西部に位置し、全体が山地で町域の多くは阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、地熱資源を初め豊富な資源を有し、変化に富んだ自然景観に恵まれた農林業と観光が基幹産業の町であります。

将来人口は、平成27年で9,724人、平成37年で8,523人となる見込みで、年少人口、生産年齢人口の減少、高齢人口の増加が予想されており、今後10年間においては、この減少を食いとめ、町の活力向上につなげるため、定住人口1万人のまちづくりに向けて、子育てや教育環境の充実や若者から高齢者までが安心して暮らせる住宅の整備、いつでも安心な地域医療体制の充実、農業後継者や新規就農者への支援体制の確立、そして結婚支援の強化など、さまざまな取り組みが行われておりました。

当町とも共通した課題でもある移住、定住促進について、結婚、子育て支援についての説明を受け、移住希望者のニーズに合う物件の確保や制度の周知、出会いの場への参加促進やコミュニケーション力を高める研修等の必要性に苦慮されているとのことで、全員が十分な意見交換をすることができ大変有意義な研修となりました。この視察研修を踏まえて、もう一度まちづくりの原点に立ち、町の活性化及び地域振興に向けて努力してまいり所存であります。

また、平成28年11月8日、利根町公民館において、県南町村の議会議員が一堂に会し、県南町村議会議員大会が開催されました。我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全等国民生活に極めて重要な役割を果たすとともに、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、我が国は急速な少子高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経

済、雇用は衰退し厳しい状況にあります。

こうした中、政府は、平成26年12月、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する長期ビジョンと今後5カ年の政策目標、施策を策定する総合戦略を策定しました。

これを受けて、町村は創意工夫を生かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等を策定したところであり、今年度、地方創生は戦略策定から本格的な事業展開に取り組む段階に至っています。

現在、政府において、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが行われているところであり、地方創生こそが一億総活躍社会実現のための動力源であります。

我々町村は、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきているところであり、地方創生を深化させるためにも、その大きな流れを緩めてはなりません。

加えて、東日本大震災から5年が経過し復興に拍車がかかる中、本年4月に発生した熊本地震やたび重なる台風、集中豪雨等は、我が国社会全体における地域の住民生活や経済生活に重大な影響を及ぼしており、本格的な復興に向けた解決すべき課題が山積しています。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復興への取り組みを加速化させるとともに、地方創生の名のもと、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものであります。

以上を踏まえて、我々議会人は、県南町村議会議員大会を開催し、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していくことを宣言しました。

その後、横浜ブリキのおもちゃ博物館長の北原照久氏により「夢の実現～ツキの10カ条」と題し、講演会が行われました。その講演では、北原氏の経験や苦労を交え、夢への実現に至った絶対的プラス発想の姿勢、具体的なやり方、考え方等惜しみなく披露され、常に心がけてきた10カ条について等、大変示唆に富み、何事にも感謝することの大切さを改めて気づくことができ、大変意義深く聴講することができました。

今後は、本大会を糧に、議員それぞれが町行政の議決機関として研さんを積み、より一層開かれた議会を目指し、町発展のため努力してまいります。

以上、報告いたします。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

○議長（野澤良治君） 日程4から日程10の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。

平成28年河内町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席をいただきまして、ありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶申し上げます。

ことし最大のニュースは、次期アメリカ大統領にトランプ氏が選ばれたことでしょう。大方の予想を覆しての選挙結果は、世紀の番狂わせと言われました。トランプ氏が支持を集めた理由の一つは、時に過激な発言とともとれる言動の中に、従来の常識にとらわれないもの、何か期待するものをアメリカ国民が見たと分析されています。

各自治体がさまざまなアイデアを出して、地域創生を進めています。当町においても、旧来の考え方や方策にとらわれることのない柔軟な発想でもって、新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

小中一貫校の校名は、かわち学園に決まり、建設工事も順調に進んでおります。2年目を迎えた中学生のハワイへの派遣も今月19日に無事終了し、参加した中学2年生18名にとりまして貴重な体験となりました。新しい教育環境が整い、新しい風が吹くことで、教育にも地域にも新たな活力が湧いてくるものと思われまます。

先週の24日には、都心などで、11月としては54年ぶりに雪が降りました。25日には、例年よりやや早くインフルエンザが流行期に入ったと発表されました。皆様におかれましても、健康に十分留意されまして、町の発展のため、郷土の未来のため、引き続きご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次、ご説明申し上げます。

議案第1号 河内町公告式条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、公告式に係る文書掲示の簡素化及び公布文書の安全管理を図るため、本条例を改正するものであります。

議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、企画財務課を企画財政課と税務課とに分離し、水道課を上下水道課に改めるため、河内町課設置条例、河内町水道事業の設置等に関する条例、河内町議会委員会条例及び河内町総合計画審議会条例の一部をそれぞれ改正するものです。

議案第3号 河内町情報公開条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、当町の水道事業は、管理者を置かない事業という位置づけであるため、河内町情報公開条例、河内町個人情報保護条例及び河内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の条文中から「公営企業管理者」の文言を削除するものです。

議案第4号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年の人事院勧告を踏まえ、関係法律案等が閣議決定されたことに伴い、本条例等の一部を改正するものであります。

議案第 5 号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第 3 号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、平成28年の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職及び教育長の給与の額を改定するものであります。

また、つつみ会館の運営に当たり、運営審議会を随時開催し、広く意見を聴くため委員報酬を日額から年額に改正するものであります。

議案第 6 号 河内町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、河内町税条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に 1 億5,343万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億4,010万1,000円とするものであります。

第 1 表の歳入予算の主なものにつきましては、地方交付税9,573万8,000円、県支出金1,502万7,000円、繰越金4,194万8,000円を増額するものであります。

歳出予算の主なものにつきましては、民生費2,088万7,000円、衛生費9,672万円、農林水産業費1,580万9,000円、教育費1,277万1,000円を増額するものであります。

第 2 表の債務負担行為につきましては、平成29年度当初からの契約の履行が必要となる事業10件を追加設定するものであります。

議案第 8 号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,837万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億4,880万円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金53万2,000円、繰越金1,784万6,000円を増額するものであります。

歳出につきましては、一般管理費 4 万3,000円、一次予防事業費11万4,000円、包括支援事業・任意事業総務費37万5,000円、償還金1,781万1,000円、他会計繰出金 3 万5,000円を増額するものであります。

議案第 9 号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

687万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、介護予防支援事業繰入金29万1,000円、繰越金18万円を増額するものであります。

歳出につきましては、一般管理費29万1,000円、介護予防支援事業費18万円を増額するものであります。

議案第10号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に69万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,631万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金59万1,000円及び町債10万円を増額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費63万7,000円及び下水道管理費5万4,000円を増額するものであります。

議案第11号 河内町道路線の廃止及び議案第12号 河内町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本件は、圏央道のアクセス事業の一環として行っていた県道江戸崎下総線の交差点改良事業が完了し、新たに整備された道路部の移管に伴い、路線の廃止及び認定の手続を行うものであります。

以上、議案12件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第1号から議案第3号、議案第6号、議案第11号及び議案第12号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町公告式条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 議案第1号 河内町公告式条例の一部を改正する条例の概要説明を申し上げます。

町の公告式については、掲示場に掲示する方法をとっていますが、その詳細な内容まで周知することは困難な状況にあります。そのため現在では、ホームページや広報紙等の広報媒体を有効に活用し、広く住民に対し周知を図っているところであります。

以上のようなことから、条例、規則等の公布のための文書掲示の簡素化及び公布文書の安全管理の面からも本条例の改正を行うものであります。

改正内容は、本条例において定める町内4カ所の掲示場について、河内町役場前の1カ所に改正するものです。

なお、施行日は、平成29年1月1日といたします。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） 議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例についての概要説明を申し上げます。

本件は、河内町総合戦略に係る事務事業への対応強化並びに課税事務の適正化及び収納事務の強化のため、企画財務課を企画財政課と税務課とに分離し、また、現在それぞれの部署で賦課徴収しております上水道使用料と下水道使用料を事務の簡素化、効率化のため上下水道使用料として一本化し、並びに将来的に国の指針に従って下水道事業を公営企業事業に移行し、上水道事業と下水道事業を一つの部署で行うものとするため、水道課を上下水道課に改めるに当たり、関係する河内町課設置条例、河内町水道事業の設置等に関する条例、河内町議会委員会条例及び河内町総合計画審議会条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

施行日は、平成29年4月1日です。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町情報公開条例等の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山秘書広聴課長。

○秘書広聴課長（石山正光君） 議案第3号 河内町情報公開条例等の一部を改正する条例についての概要説明を申し上げます。

本件は、当町の水道事業は、管理者を置かない事業という位置づけであることから、河内町情報公開条例、河内町個人情報保護条例及び河内町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の条文中から「公営企業管理者」の文言を削除するものです。

施行日は、公布の日からです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例の概要説明について申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、河内町税条例の一部を改正するものでございます。

平成29年1月1日適用の改正につきまして、あと平成30年1月1日適用の分がございますので、ご説明申し上げます。

平成29年1月1日適用につきましては、一つ目といたしまして、延滞金の計算に係る改正でございます。

地方税法の改正により、税務調査による修正申告等がなされた場合の延滞金について、その計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことによる条文の整備でございます。

二つ目といたしまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、日台民間租税取り決めに規定された内容を実施するための町民税の課税の特例に係る規定の改正でございます。

平成30年1月1日適用の改正でございます。特定一般用医薬品等を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の追加でございます。

地方税法の改正により、一定の要件を満たした上で、平成30年度から平成34年度までの各年度の個人町民税に限り、特定一般用医薬品等購入費が1万2,000円を超える場合、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新設されたことによる規定の追加分の改正でございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

次に、議案第11号 河内町道路線の廃止について及び議案第12号 河内町道路線の認定について、担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第11号 河内町道路線の廃止及び議案第12号 河内町道路線の認定についての概要説明を申し上げます。

本件は、圏央道のアクセス事業の一環として、茨城県が行っていた県道江戸崎下総線の平川地区交差点改良工事が完了し、県道沿いに新たに道路部が整備されました。

茨城県の道路改良事業によって、町道路線の線形も変わり、新たに整備された道路部については移管を受けることとなります。

このたびの事業完了に伴い、分断された旧道2路線については廃止を行います。

新たに整備された移管予定の道路部及び既存町道を含め、認定する3路線については、現状に合わせて手続を行うものです。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町公告式条例の一部を改正する条例、議案第2号 河内町課設置条例等の一部を改正する条例、議案第3号 河内町情報公開条例等の一部を改正する条例、議案第6号 河内町税条例の一部を改正する条例、議案第11号 河内町道路線の廃止について、議案第12号 河内町道路線の認定についての計6件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、12月6日に質疑、討論、採決をしたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第4号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 議案第4号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

本件は、地方公務員法の改正並びに平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、関係法律案等が閣議決定されたことに伴い、河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、国に準じ、平成28年4月時点における民間給与との格差、0.17%を埋めるための措置として、平成28年4月からの給料表の水準の引き上げ及び平成28年12月期からの勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるものであります。

主な改正の要点でございます。条立てになっております。

第1条、河内町職員の給与に関する条例の一部改正、これは28年4月1日適用でございます。

一つ目としまして、平成28年12月期からの勤勉手当の支給月数、0.1月分の引き上げでございます。再任用以外の職員100分の80.0、特定幹部職員につきましては100分の100を6月支給100分の80、特定幹部職員が100分の100、12月支給100分の90、特定幹部職員100分の110に改正されるものでございます。任用職員につきましては資料のとおりでございます。

二つ目としましては、民間給与との格差、0.17%を埋めるための給料表の水準の引き上げで、給料表が改正になっております。

第2条から第4条は地方公務員法の改正によるものでございます。

第5条では、河内町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正、28年4月1日適用のものでございます。

一つは、地方公務員法の改正によるもの、二つ目に、人勧に伴う給料表の改正となっています。

第6条では、河内町職員の給与に関する条例の一部改正で、29年4月1日施行のものでございます。

一つ目が、配偶者に係る扶養手当の見直しでございます。配偶者が1万3,000円から1万円に、子供が6,500円から8,000円に、父母等につきましては、6,500円に変更はございません。

二つ目には、勤勉手当の改正で、再任用以外の職員ということで、6月支給100分の80.0、特定幹部職員100分の100、12月支給100分の90.0、特定幹部職員100分の110.0を100分の85.0、特定幹部職員100分の105に改めるものでございます。再任用職員につきましては、資料のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。

本件は、平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職及び教育長の給与の額を改定するものであります。

改正内容につきましては、平成28年度からの期末手当の支給月数、0.1月分を引き上げるものであります。

また、あわせて、つつみ会館の運営に当たり運営審議会を随時開催し、広く意見を聴くため、委員報酬を日額から年額に改正するものであります。

改正の要点でございます。同じく条立てになっておりまして、第1条、第2条が町長、議員さん方に係るものでございます。河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正、28年4月1日適用でございます。6月期の100分の152.5を100分の150、12月期の100分の167.5を100分の175に改めるものでございます。

第2条では、同じく、これは29年4月1日施行となっております。同じく、町長、議員さん方の条例改正になります。6月期が100分の150.0から100分の155.0、12月期が100分の175.0が100分の170ということで、トータルでは変わらないんですが、按分が変わるだけになっております。

それと、つつみ会館運営審議委員会委員の報酬、日額4,700円を年額1万2,000円に改正するものでございます。

第3条につきましては、教育長の給与に係る改正でございます。条文が長いので省略いたしますが、6月期、12月期の改正率も第1条と同様でございます。

第4条につきましては、第2条と同様となっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第3号の規定により、なおその効力を有するものとされる旧河内町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明させていただきます。

議案第 7 号は、平成28年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に 1 億 5,343万4,000円を追加し、予算総額を56億4,010万1,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第 1 表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきまして地方交付税の震災復興特別交付税は、龍ヶ崎地方塵芥処理組合クリーンプラザ・龍の基幹的設備改良工事に係るもので、歳出でも清掃費に同額の9,573万8,000円を計上、県支出金の県補助金は、農地の集積などに係る協力金1,324万6,000円の計上、繰越金については、本補正予算の財源調整のため、4,194万8,000円を増額計上するものであります。

歳出の主なものにつきましては、民生費の社会福祉費は、自立支援給付費などの過年度精算に係る返還金1,004万6,000円の計上であります。衛生費の清掃費は、歳入でご説明したとおりの計上でございます。農林水産業費の農業費は、地域集積協力者、経営転換協力者などへの補助金1,324万6,000円を増額計上であります。教育費の社会教育費は、公民館のPCB混入変圧器更新に係る工事費として237万6,000円、学校給食費は、学校給食施設建設に係る設計委託料として513万円をそれぞれ増額計上するものでございます。

第 2 表の債務負担行為につきましては、来年度当初に契約の履行が必要なもので、今年度中に適正な契約行為を行うもの10件を設定するものでございます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 8、議案第 8 号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予

算（第２号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第８号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に1,837万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,880万とするものです。

歳入の主なものは、繰越金1,784万6,000円などであります。

歳出の主なものは、償還金及び還付加算金1,781万1,000円などとなっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第８号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第８号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第８号 平成28年度河内町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程９、議案第９号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 議案第９号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ687万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、介護予防支援事業費繰入金29万1,000円などであります。

歳出の主なものは、一般管理費29万1,000円などとなっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第９号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第10号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 議案第10号について、ご説明申し上げます。

平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算につきまして、既存の予算額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を追加し、歳入歳出の予算額をそれぞれ2億6,631万5,000円とするものであります。

歳入は、5款繰越金59万1,000円、7款町債10万円を増額するものであります。

歳出は、1款下水道事業費69万1,000円を増額するものであります。

第2表、地方債の補正につきましては、流域下水道事業費借り入れ限度額を10万円増額するものであります。

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成28年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、12月6日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 0 分散会